

みずほ信託銀行の
「責任ある投資」の活動状況

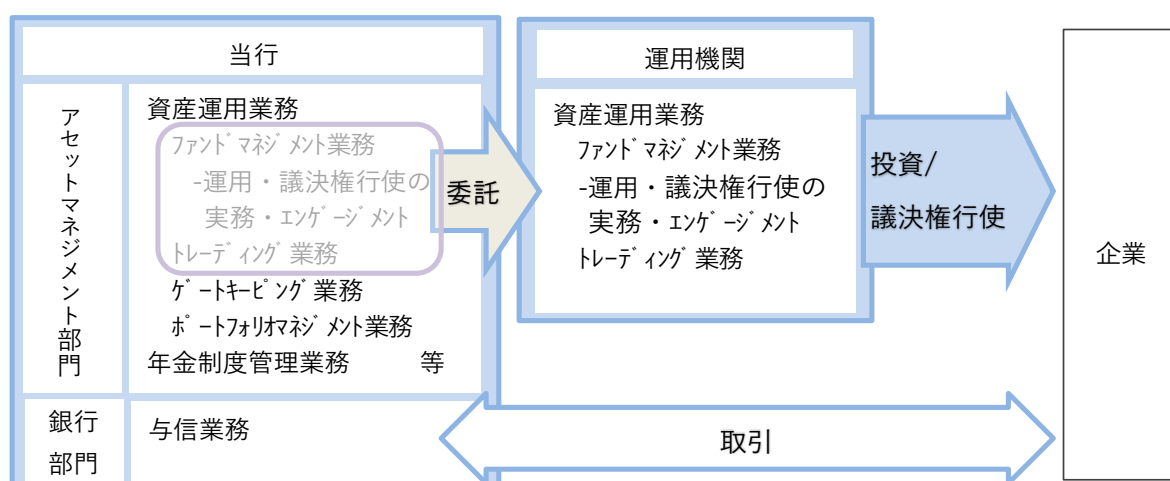
2026 年 9 月

1. みずほ信託銀行の取組体制について ～強固な利益相反管理態勢の構築～

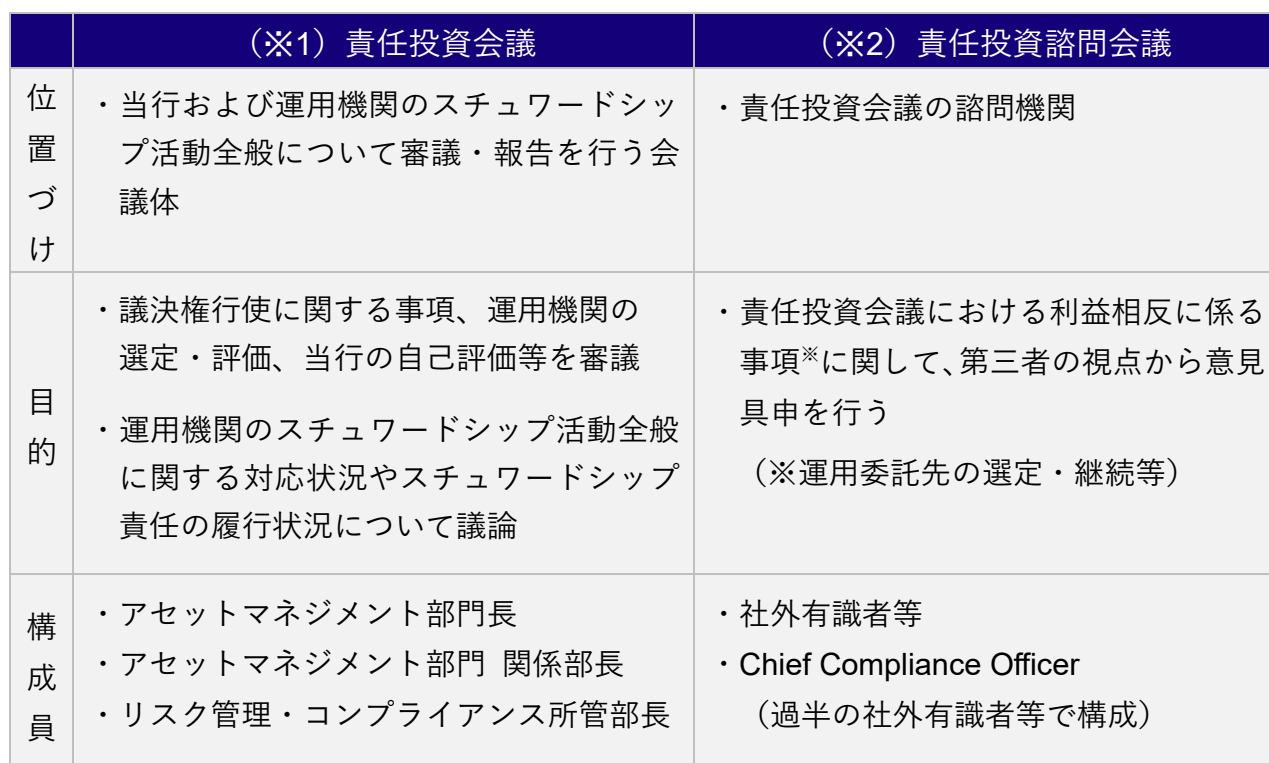
- ✓ みずほ信託銀行（以下、当行）は、資産運用業務のうち議決権行使の実務や目的を持った対話（エンゲージメント）を含むファンドマネジメント業務およびトレーディング業務等を運用機関へ委託しています【図表①】

運用機関が議決権を行使する際、当行の法人営業部門から影響を受けない事業ストラクチャーとすることで、強固な利益相反管理態勢を構築しています

【図表①：当行の事業ストラクチャー】

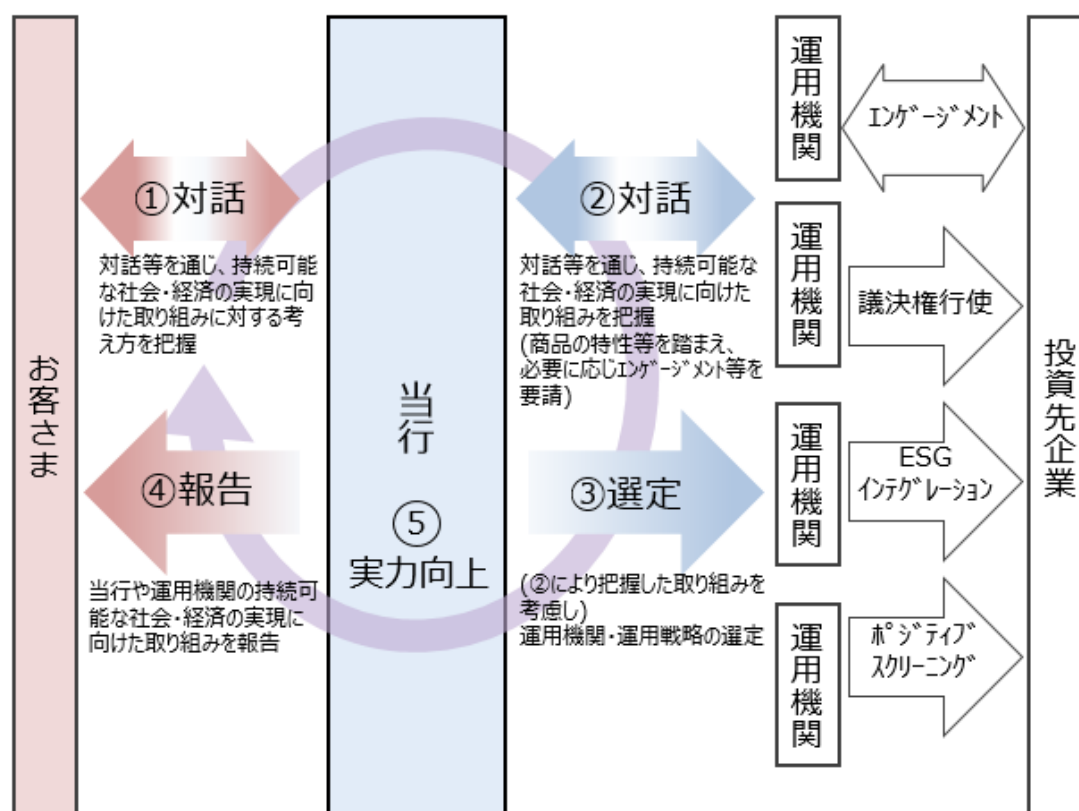


- 【図表②：当行のスチュワードシップ活動に係る体制図】



- ✓ 当行は、2019年9月に「責任ある投資への取組方針」を定め、原則としてすべての資産において、持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みを投資戦略やファンド特性に応じて投資判断に活用する責任ある投資を実践しています
- ✓ 当行は、自ら直接的に議決権行使の実務や目的を持った対話（エンゲージメント）を行わないことから、お客さまや運用機関と対話し、把握した持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みに関する考え方や活動内容等を考慮して、運用機関／運用戦略を適切に選定しています
- ✓ 「責任ある投資への取組方針」は以下のウェブサイト公表しています。
<https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/pdf/sekininntoshihosin.pdf>
 なお、具体的な実践方法は、【図表③】の通りです

【図表③：責任ある投資の具体的な実践方法】



- ✓ 運用機関／運用戦略の選定にあたっては、運用機関のスチュワードシップ活動を含む運用体制やパフォーマンスをはじめ、現地実査や運用における重要人物等との面談を通じた確認・評価（デューデリジェンス）を行っています
- ✓ 運用機関／運用戦略選定後においては、運用体制、運用パフォーマンス等の定期的なモニタリングを実施し、必要に応じ、運用機関と改良等につき議論しています。また、当行の取り組みについても年度ごとに自己評価を行ったうえで、運用機関の取組状況とあわせて報告を行っています

2. 「責任ある投資への取組方針」への実践内容

- ✓ 当行が2019年9月に制定した「責任ある投資への取組方針」にのっとり実践内容は下表の通りです

項目※		実践内容
お客さま	① お客さまとの「対話」	・ 当行および当行が運用委託を行っている運用機関のステュワードシップ活動等に関し、お客さまとの対話を実施しました
	④ お客さまへの「報告」	・ 当行の責任ある投資への取り組みについては「本活動状況資料」「スマート・フォーマット」等を活用のうえ、お客さまに報告しています ・ また、運用機関の ESG 等の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みについては「商品説明資料」「運用報告資料」等を活用のうえ、お客さまに報告しています
運用機関	② 運用機関との「対話」	・ 当行はモニタリング等を通じて、運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みを把握しています ・ また、当行は当行の責任ある投資の考え方や取り組みを運用機関に共有のうえ、運用機関の責任ある投資への考え方や取り組みを把握するよう努めています
	③ 運用機関／運用戦略の「選定」	・ 当行は、運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みも適切に考慮のうえ、運用機関／運用戦略を選定しています
当行	⑤ 当行の「実力向上」	・ 国連「責任投資原則（PRI）」の日本ネットワークが主催する会合や外部セミナーへの参加を通じ、責任投資・ESG 投資等に関する知見の向上等に取り組んでいます

※ 前頁の「【図表③】：責任ある投資の具体的な実践方法」と対応

お客さまへの「報告」の具体的な取り組み

- ・ 当行の取り組みについてはウェブサイト等で公表しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの内容や取り組みの内容について、個別に説明を行う機会等を設けております

運用機関との「対話」・運用機関／運用戦略の「選定」の具体的な取り組み

- ・ 当行の「責任ある投資への取組方針」の考え方や取組内容を運用機関に説明・共有のうえ、運用機関の「責任ある投資」への考え方や取り組みを把握するよう努めています
- ・ 当行は対話等を通じ把握した運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みに関する活動内容も適切に考慮のうえ、運用機関／運用戦略を選定しています
- ・ 当行は資産クラスごとに次のESGに関連するチェック基準を設定し、運用機関のESGに関する取り組みについて、対話等を通じて把握しています
 - － 運用機関／運用戦略のESGへの対応状況（含む、ダイベストメントにかかる対応状況）
 - － エンゲージメントや議決権行使の対応状況
 - － ESGへの取り組みの対外公表状況 等
- ・ また、2023年度には運用戦略におけるソーシャルリターン（社会的利益）の重要度合いを把握可能とするため、当行内の規定として「サステナブル投資体系」を導入し運用戦略の評価等を行っています

当行の実力向上

- ・ PRI各種会議や各種外部セミナー等への参加
 - － 当行では、国連「責任投資原則（PRI）」の日本ネットワークが主催する会合や外部セミナーへの参加を通じ、責任投資・ESG投資等に関する知見の向上等に取り組んでいます

PRI アセスメント結果（2025 年）

- ・ PRIは、署名機関からの自己報告に基づき評価を行っています

評価項目	評価
Policy Governance and Strategy	★★★★★
Indirect - Listed equity - Passive	★★★★★
Indirect - Listed equity - Active	★★★★★
Indirect - Fixed income - Passive	★★★★★
Indirect - Fixed income - Active	★★★★★

ご参考：国連「責任投資原則（PRI）」への取り組み

- ・当行は、2006年9月に機関投資家や年金基金等の投資の意思決定プロセスにおいて「環境」「社会」「ガバナンス」に配慮する視点を取り入れるように定めた国連「責任投資原則（PRI）」に署名しています
- ・アセットマネジメント部門においては、PRIの原則ごとに取組方針を定め、ESG課題への取組推進を図っています

【アセットマネジメント部門における国連「責任投資原則」への取組方針】

原則		取組方針
原則 1	私たちは投資分析と意志決定のプロセスに ESG の課題を組み込みます	・当部門では、運用委託先に対して、投資プロセスに ESG の課題を組み込むことを求めます ・また、運用委託先の上記取組状況については、適宜モニタリングにて確認します
原則 2	私たちは活動的な所有者になり、所有方針と所有慣習に ESG 問題を組み入れます	・当部門では、運用委託先に対して、エンゲージメントを重視し、投資方針・投資行動に ESG 課題を組入れることを求めます ・また、運用委託先の上記取組状況については、適宜モニタリングにて確認します
原則 3	私たちは、投資対象の主体に対して ESG の課題について適切な開示を求めます	・当部門では、運用委託先に対して、投資対象の主体に ESG の課題について適切な開示を行うよう求めます ・また、運用委託先の上記取組状況については、適宜モニタリングにて確認します
原則 4	私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います	・当部門では、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います ・また、運用委託先に対しても、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行うよう求めます
原則 5	私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します	・当部門では、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します ・また、運用委託先に対しても、協働するよう求めます
原則 6	私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します	・当部門では、お客さまに本原則への活動状況や進捗状況について報告します

3. スチュワードシップ・コードの原則ごとの主な取り組みと自己評価について

原則1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ✓ 『『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》へのみずほ信託銀行の取組方針』（以下、「当行取組方針」）の公表
- ・ 当行は、2014年2月に金融庁が策定した『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』の趣旨に賛同し、それを受け入れるとともに、「当行取組方針」を策定・公表のうえ、スチュワードシップ責任を果たすべく活動してまいりました
- ・ 2025年6月、金融庁が『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』を再改訂したことを踏まえ、「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる8つの諸原則についての「当行取組方針」を改定のうえ公表しています
- ・ 最新版の「当行取組方針」につきましては、以下のウェブサイトをご参照ください
<https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/pdf/stewardship.pdf>
- ✓ 当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定・公表するとともに、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています
- ✓ 運用機関の取組状況については、運用機関の自己評価や投資先企業とのエンゲージメント状況等を踏まえながら、「責任投資会議」においてモニタリングするとともに、運用機関の全体評価に反映しています

【運用機関に対する主なモニタリング項目】

項目		運用機関に対する主なモニタリング内容
原則 1	明確な方針の策定・公表	・ スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定・公表とともに、実効的なスチュワードシップ活動を行っているか ・ 明確な方針を見直すとともに、スチュワードシップ活動の改善・向上に取り組んでいるか
原則 2	利益相反管理	・ 利益相反が生じる局面を具体的に特定する等、利益相反を回避への具体的な方針を策定・公表しているか ・ 利益相反体制の堅確性に問題はなく、公表しているか
原則 3 原則 4	企業の状況把握と対話による課題共有	・ 投資先企業の状況把握を継続的・実効的に行っているか ・ 投資先企業とのエンゲージメントにより財務面・非財務面での認識の共有を図り、運用戦略と整合的で中長期的視点に立ったエンゲージメントや議決権行使を行っているか
原則 5	議決権行使	・ 議決権行使の明確な方針を持ち、公表しているか ・ 投資先企業とのエンゲージメント内容等を踏まえ、方針に基づきすべての議決権を行使し、行使結果を公表しているか ・ 重要と判断される議案では理由も含め公表しているか
原則 6 原則 7	顧客・受益者への報告、 実力向上	・ スチュワードシップ責任を果たすための取組状況について、当行へ報告を行っているか ・ 運用機関の経営陣自らがスチュワードシップ活動の課題に対する取り組みを推進しているか

2025 年度 自己評価	◆ 当行は、金融庁の日本版スチュワードシップ・コードの再改訂・公表を受け、当行の取組方針を改定・公表しました。 当行は当該取組方針に基づき、引き続きスチュワードシップ活動を推進しています
	◆ また、運用機関のスチュワードシップ活動を受領した資料・自己評価等を通じてモニタリングを行っています
	◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えており、「当行取組方針」については必要に応じて見直しを行い、公表してまいります

※当行の自己評価は、責任投資会議において前年度の活動実績を審議したうえで公表しています

原則 2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

✓ 利益相反管理・ガバナンス強化の高度化

- ・ 当行は、資産運用業務を行う部署と融資等の取引がある法人営業部門との間で情報遮断を行う等、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反については、行内規程にのっとり厳格に管理しています
- ・ また、当行は、利益相反管理の高度化とガバナンスの強化のため、次の取り組みを行っています

項目	取組内容
利益相反管理の高度化	(a) 資産運用業務の分離 ・ 資産運用業務のうち議決権行使の実務やエンゲージメントを含むファンドマネジメント業務、トレーディング業務等を運用機関へ委託することで、運用機関が議決権を行使する際、当行の法人営業部門からの影響を受けない体制を構築済
	(b) 議決権行使部署等との情報遮断 ・ 運用機関の議決権行使部署と当行の営業部店全職員との間で個別銘柄の議決権行使に関わるすべての情報を遮断 ・ 当行は、当行の営業部店全職員に対し、議決権行使に関する事案について運用機関の議決権行使部署への接触を禁止
	(c) 人事異動の制限 ・ 運用機関の議決権行使部署への人事異動等は、みずほフィナンシャルグループの人事部門にて、当行の法人営業を担う部署等を離任後 5 年間経過後に制限する運営を実施
ガバナンス強化	(a) 「責任投資諮問会議」の設置 ・ スチュワードシップ活動に関し、利益相反防止等のために必要と考えられる事項のうち「責任投資会議」にて審議した事項について諮問する会議体を設置 (委員は社外の有識者が過半を占める等、透明性を確保) ・ 責任投資諮問会議の答申に基づき、必要な改善・是正について「責任投資会議」で十分に議論し、当行のスチュワードシップ活動の継続的な向上につなげる体制を構築 (2025 年度は 9 月・2026 年 3 月に、「責任投資会議」の審議事項のうち利益相反防止等のために必要と考えられる事項に関する諮問が行われ、問題がない旨の答申を受領)

2025 年度 自己評価	◆ 当行は、利益相反管理方針の概要をウェブサイト公表しています ◆ 当行は、上記の通り、利益相反管理の高度化とガバナンスの強化を行っています ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えており、今後も適切な利益相反管理に努めてまいります
-------------------------	---

原則 3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

✓ 運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリング・評価

- ・ 当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用機関に対し、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています
- ・ 当行は、運用機関が投資先企業の状況の把握を継続的に行い、実効的な把握、認識の共有、より積極的な中長期的視点に立ったエンゲージメントを行っているか等の観点で活動状況を「責任投資会議」にてモニタリングし、その結果を運用機関の評価に反映しています

✓ 運用機関における持続可能な社会・経済の実現に向けた取組状況の把握

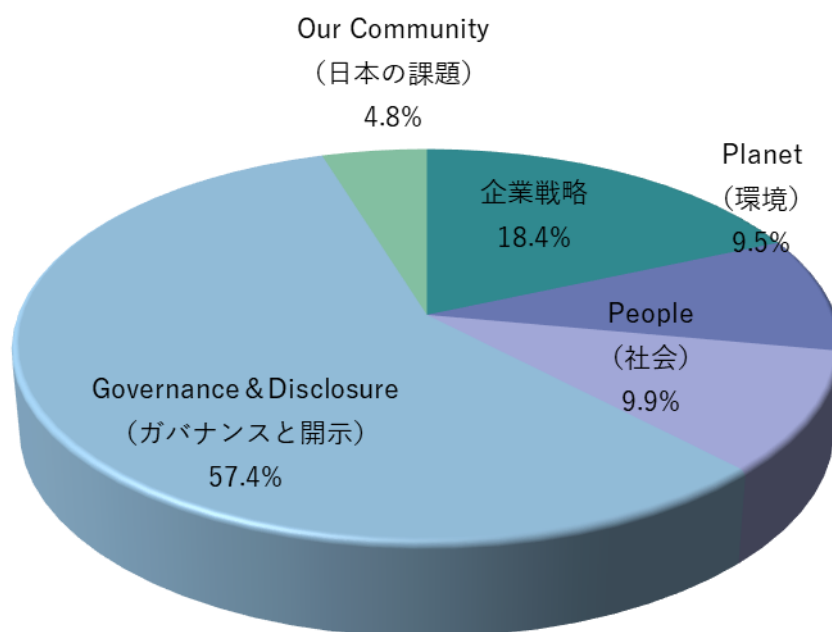
- ・ 当行は資産クラスごとにESGに関連するチェック基準を設定し、運用機関のESGに関する取り組みについてモニタリング等を通じて把握しています
- ・ 当行は対話等を通じ把握した運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みに関する活動内容を適切に考慮のうえ、運用機関／運用戦略を選定しています

ご参考：当行の運用委託先であるアセットマネジメント One 株式会社の 2025 年度の国内株式におけるエンゲージメント活動事例

【エンゲージメント活動のテーマ割合】

テーマ		2025 年度
企業戦略	企業戦略、業績、資本構造／財務戦略	18.4%
Planet（環境）	気候変動、生物多様性、水資源、サーキュラーエコノミー、大気・水質・土壌汚染、持続可能なフードシステム	9.5%
People（社会）	ダイバーシティ & インクルージョン、ビジネスと人権、健康とウェルビーイング	9.9%
Governance & Disclosure （ガバナンスと開示）	取締役会・企業統治、資本効率、買収防衛策、リスクマネジメント、サステナビリティ経営、サプライチェーンマネジメント、ビジネス倫理	57.4%
Our Community （日本の課題）	地方創生（地域社会）、デジタルトランスフォーメーション	4.8%

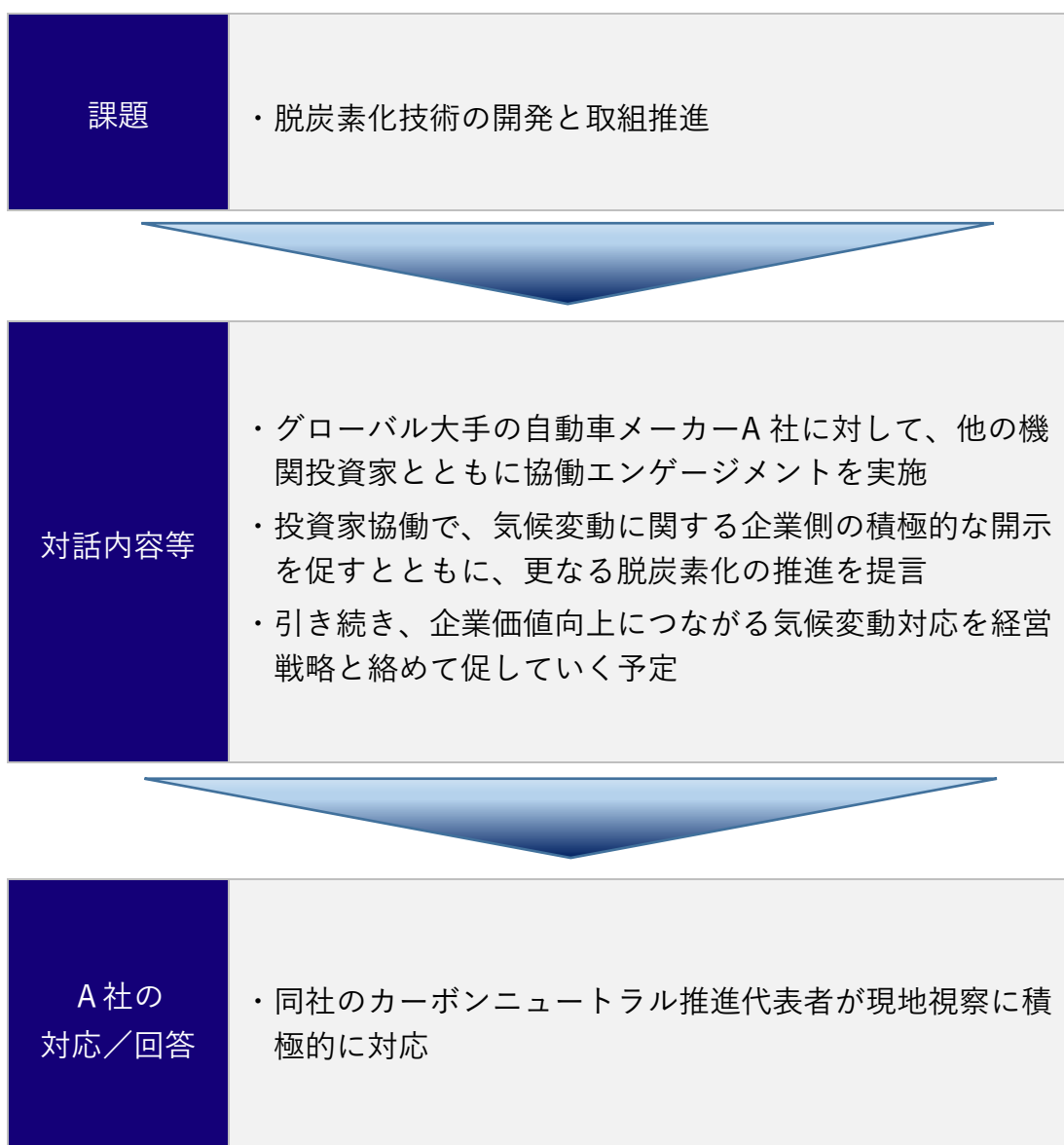
【2025 年度のエンゲージメント活動のテーマ割合】



【各テーマに関するエンゲージメント活動事例】

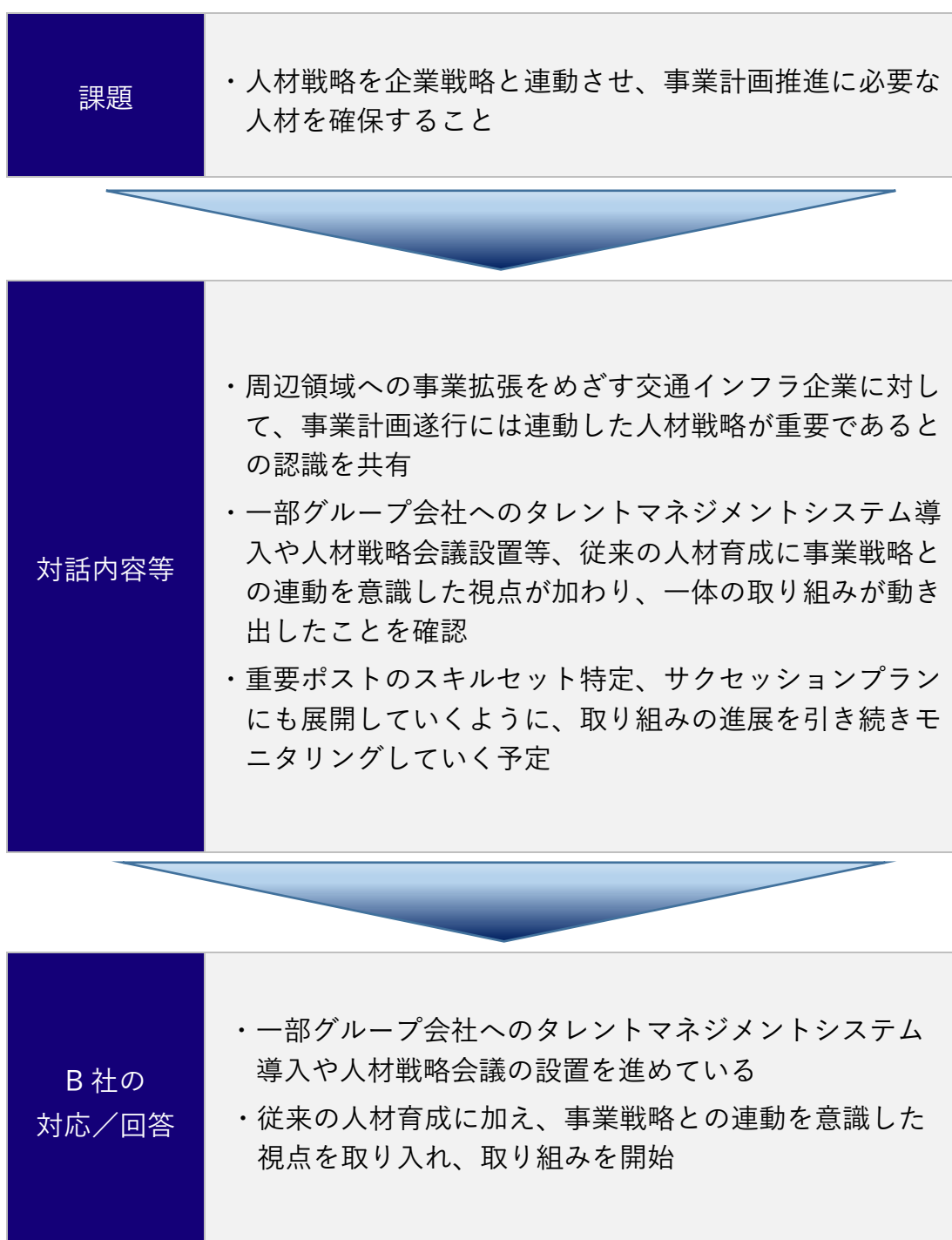
事例 1：気候変動

- ・グローバル大手の自動車メーカーA社に対して、脱炭素化技術の開発と取組推進について、他の機関投資家とともに協働エンゲージメントを実施した事例
- ・投資家協働で、気候変動に関する企業側の積極的な開示を促すとともに更なる脱炭素化の推進を提言



事例 2：ダイバーシティ、エクイティ & インクルージョン/人的資本経営

- ・ 周辺領域への事業拡張をめざす交通インフラ企業 B 社に対して、めざす姿に向けて策定した事業計画を遂行するには、連動した人材戦略がマテリアルな課題になるとの認識を共有した事例
- ・ 従来の人材育成プランに、事業戦略遂行に必要な人材を確保する視点が加わり、人材戦略と企業戦略のベクトルが揃ったことを確認



事例3：サプライチェーンマネジメント

- ・大手ディスカウントストア C 社に対し、サプライチェーンマネジメントの取組強化と企業価値向上の同時実現を促してきた事例
- ・ディスカウントストアの人権や環境に配慮した商品調達と責任ある販売への取り組みを本格化させることができたことを確認

課題	・ サプライチェーンマネジメントの取組強化と企業価値向上の同時実現
対話内容等	・ サプライチェーンマネジメントの取組強化と企業価値向上の同時実現を促した ・ グローバル化に伴うサプライチェーンの複雑化を踏まえ、社内にサプライチェーンマネジメント分科会を設置し、関連部門の連携を強化していることを確認 ・ 引き続き、人権・環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの取り組みをモニタリングしていく予定
C 社の 対応／回答	・ 社内にサプライチェーンマネジメント分科会を設置し、商品・法務等の関連部門の連携を強化 ・ 人権や環境に配慮した商品調達と責任ある販売を進めていく方針を C 社の ESG 説明会で積極的に発信

2025 年度 自己評価	◆ 当行は、運用機関が「投資先企業の状況（含む非財務面）を的確に把握しているか」「エンゲージメントを通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めているか」等を定期的にモニタリングしています ◆ また、当行は、モニタリング等の結果を運用機関の評価に反映しています ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。 モニタリング結果等を踏まえ、運用機関との双方向での議論等を通じ、運用機関による投資先企業の適確な状況把握等を促してまいります
-------------------------	--

原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

✓ 議決権行使にあたっての方針

- ・当行は、運用機関が議決権行使実務を行うにあたり、単に形式的な判断基準にとどまることなく、投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）に基づき、賛否判断を行うことを重視しています
- ・また、当行の親会社等の議決権については、運用機関において、第三者である議決権行使助言会社等を活用することを求めており、利益相反を適切に管理しています

✓ 「受託資産運用における議決権行使ガイドライン」（以下、「議決権行使ガイドライン」）の見直し

- ・当行は、2026年3月に「スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の議論の状況等を踏まえ、「議決権行使ガイドライン」の見直しを行いました。前年度（2025年4月）の改定内容に加えて改定すべき内容はないと判断し、今回は改定を行っておりません
- ・一方、議決権行使の判断基準である「議案判断基準」については、同会議の議論の状況等を踏まえ、2026年4月1日付で改定しました

【2026年4月1日からの主な改定内容】

改定項目	改定内容
議案判断基準	・取締役の選任における「TSR基準」の見直し 議案判断基準において、従前より「1期・3期・5期いずれにおいても東証プライム市場上場企業の株主総利回り（株価騰落と配当金にて算出）下位1/3分位未満」を定めておりましたが、今般の議案判断基準の改定で「3期連続で東証プライム市場上場企業の株主総利回り（株価騰落と配当金にて算出）下位1/3分位未満、かつ5期間株式総利回りも下位1/3分位未満」へ変更しました ・資本政策における「財団法人設立等」原則反対の追記 当行が議決権行使を委託している運用会社に対し、企業からの問い合わせが増えていることを踏まえ、今回の議案判断基準の改定で、「財団法人設立等に際して、時価と比較して有利な価格で第三者割当発行を行う場合は反対する。」を明記しました

- ・なお、2026年7月以降は、エンゲージメントと議決権行使の一体運営に資する体制を構築し、より実効的な議決権行使を行うため、「議決権行使の基本的な考え方」に基づく運用へ移行します。

✓ 投資先企業および議案ごとの議決権行使結果の公表

- ・当行は、「議決権行使ガイドライン」を運用機関に提示し、運用機関は当行が策定した当該ガイドラインにのっとり、議決権行使の実務を行っています
- ・2017年8月以降、当行は個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使結果を以下のウェブサイトにて四半期ごとに公表しています
- ・また、当行は2020年5月以降、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案等については、賛否を問わず、その理由を公表しています

https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html

2025 年度
自己評価

- ◆ 当行は、議決権の行使についての明確な方針である「議決権行使ガイドライン」を制定・公表しています。また、当該ガイドラインは、責任投資会議にて議論を行い、定期的に見直しを行っています
- ◆ 議決権行使における透明性の確保を図るべく「四半期ごとに個別投資先企業および議案ごと」に議決権行使結果を公表しています。
また、投資先企業との建設的な対話に資する観点から「重要と判断される議案等」については、賛否を問わず、その理由を公表しています
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。今後は、投資先企業の持続的成長に資する観点から、運用機関の議決権行使について、行使方針・行使主体・議決権行使実施方針が、当行の「議決権行使の基本的な考え方」に沿っているかをモニタリングするとともに、必要に応じて議論を行い、当行の議決権行使の基本的な考え方の改善に取り組んでまいります
- ◆ また、当行はモニタリング結果等を踏まえ、議決権行使の取り組みの向上を図ってまいります

原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

✓ スチュワードシップ活動の報告

- ・ 当行は、お客さま（年金基金等のアセットオーナー）に、当行のスチュワードシップ活動について報告しています
- ・ また、当行ウェブサイトにおいても「みずほ信託銀行の「責任ある投資」の活動状況」、「議決権行使ガイドライン」「個別投資先企業および議案ごとの議決権行使結果」を公表しています

✓ 「日本版スチュワードシップ・コード対応報告様式」（スマート・フォーマット）による報告

- ・ 当行は、主要なスチュワードシップ活動項目で構成される業界共通の「日本版スチュワードシップ・コード対応報告様式」（スマート・フォーマット）にのっとり、当行の取組状況をお客さまに報告しています
- ・ また、お客さまのご依頼に基づき、個別説明も行っています

2025 年度
自己評価

- ◆ 当行は、当行のスチュワードシップ活動について、ウェブサイトを通じた「みずほ信託銀行の「責任ある投資」の活動状況」「個別投資先企業および議案ごとの議決権行使結果」の公表等により、定期的にお客さまへ報告しています
- ◆ また、お客さまの個別ニーズに応じた報告も行っています
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。
今後も当行のスチュワードシップ活動等については、ウェブサイトを通じて公表する等、お客さまの利便性・コスト等を考慮し、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫してまいります

原則 7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

✓ 実力向上に向けた取り組み

- ・ 当行では、国連「責任投資原則（PRI）」の日本ネットワークが主催する会合や外部セミナーへの参加を通じ、責任投資・ESG投資等に関する知見の向上等に取り組んでいます
- ・ 当行が運用委託を行っている運用機関においても、スチュワードシップ責任を果たすための体制整備や実力向上に向けた取り組みを実施されていることを、モニタリングを通じて把握しています

✓ スチュワードシップ活動の「責任投資会議」でのモニタリング

- ・ 当行では、スチュワードシップ責任を果たすため、当行および運用機関の各原則への対応状況や履行状況等スチュワードシップ活動の状況を「責任投資会議」にて定期的にモニタリングを行い、更なる改善や向上に向けた議論を必要に応じて実施しています

2025 年度
自己評価

- ◆ 当行は、実力向上を図る取り組みを継続的に実施しており、現時点において適切な対応を行っていると考えています
- ◆ 当行は、運用機関等との情報交換等を通じ、自らもこれまで培ったスチュワードシップ責任を果たすための知見や実力を向上させるとともに、その知見や実力をいかし、業界全体の実力向上の一助となるよう、「責任ある機関投資家」として積極的に取り組んでまいります

原則 8：機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすにあたり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

✓ 利益相反管理態勢の構築・公表

- ・当行は、フィデューシャリーマネジメント業務のメニューの1つとして、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大を支援するために、運用機関の評価・選定に関するサービスを提供していましたが、当該業務の取り扱いは2022年3月をもって終了しました
- ・なお、当行の現時点における利益相反管理方針の概要は以下のウェブサイト公表しています

<https://www.mizuho-tb.co.jp/coi/index.html>

2025 年度
自己評価

- ◆ 当行は、運用機関の評価・選定に関するサービス提供に関する業務の取り扱いを、2022年3月をもって終了しております
- ◆ 当行は、今後も適切な利益相反管理に努めてまいります

以上